

沖縄県耕作放棄地対策協議会規約

平成20年12月15日制定
平成21年 5月15日改訂
平成22年 5月24日改訂
平成23年 5月12日改訂
平成24年 3月 9日改訂
平成24年 4月26日改訂

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、沖縄県耕作放棄地対策協議会（以下「県協議会」という。）と
いう。

(事務所)

第2条 県協議会は、主たる事務所を沖縄県農林水産部村づくり計画課に置く。

(目的)

第3条 県協議会は、耕作放棄地の再生利用等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 耕作放棄地再生利用計画の策定に関すること。
- (2) 耕作放棄地再生利用推進の交付金に関すること。
- (3) 地域協議会への指導等に関すること。
- (4) 耕作放棄地解消に資する調査指導に関すること。

第2章 会員等

(県協議会の会員)

第5条 県協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 沖縄県 **(農林水産部長)**
- (2) 沖縄県土地改良事業団体連合会（専務理事）
- (3) 沖縄県農業会議（事務局長）
- (4) 沖縄県農業開発公社（専務理事）
- (5) 沖縄県糖業振興協会（専務理事）
- (6) 沖縄県農業協同組合中央会（専務理事）
- (7) 沖縄県農業協同組合（常務理事）

(届出)

第6条 会員は、団体の名称及び住所に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 沖縄県農林水産部長

(2) 副会長 沖縄県土地改良事業団体連合会専務理事

(3) 監査員 沖縄県農業開発公社専務理事

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監査員は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(辞任の場合)

第9条 役員は、辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第10条 県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、県協議会は、その総会の開催の日の10日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があつたとき。

(役員の報酬)

第11条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第12条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長が行うこととする。
- 3 通常総会は、毎年1回開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があつたとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監査員が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第13条 前条第4項第1号の規定により請求があつたときは、会長は、その請求のあつた日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第14条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第16条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
但し、総会前に急務の支出が必要な場合は「沖縄県耕作放棄地対策協議会会計処理規程第31条」に基づき事務局長が専決処理できるものとする。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 第4条の事業の実施に関すること。
- (5) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第16条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 県協議会規約の変更
- (2) 県協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第17条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催日の前日までに県協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。
- 4 第14条第1項及び第4項並びに第16条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第17条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人1名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第19条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第21条第4項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。
 - (1) 沖縄県農林水産部農政経済課長

- (2) 沖縄県農林水産部営農支援課長
- (3) 沖縄県農林水産部園芸振興課長
- (4) 沖縄県農林水産部糖業農産課長
- (5) 沖縄県農林水産部畜産課長
- (6) 沖縄県農林水産部村づくり計画課長
- (7) 沖縄県農林水産部農地水利課長
- (8) 沖縄県土地改良事業団体連合会総務部長
- (9) 沖縄県農業会議事務局次長
- (10) 沖縄県農業開発公社事務局総務課長
- (11) 沖縄県糖業振興協会事務局長
- (12) 沖縄県農業協同組合中央会農政部長
- (13) 沖縄県農業協同組合農業事業本部農業戦略部部長

3 幹事長は沖縄県農林水産部村づくり計画課長とする。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する

(幹事会の権能)

第20条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。

2 幹事会において、前項第1号にあっては総会開催の直前に、第2号及び第3号にあっては必要に応じて協議する。

第6章 事務局等

(事務局)

第21条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。
 - (1) 沖縄県農林水産部村づくり計画課農村活性化推進班
 - (2) 沖縄県農林水産部農政経済課農地調整班
 - (3) 沖縄県土地改良事業団体連合会会員支援課
- 3 県協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 4 事務局長は、会長が指名し、事務局の組織編成は事務局長が行い、事務局長の所属する長が会長に報告するものとする。
- 5 県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。
- 6 事務局に再生利用支援部会と解消促進部会を置く。
- 7 耕作放棄地の再生利用等に関する業務を分掌させるために、下記の機関に事務局部を置き、支部長は会長が指名し、その事務責任者を含めた組織編成は支部長の

所属する長が行い、会長に報告するものとする。

- (1) 沖縄県農林水産部北部農林水産振興センター
- (2) 沖縄県農林水産部中部農林土木事務所
- (3) 沖縄県農林水産部南部農林土木事務所
- (4) 沖縄県農林水産部宮古農林水産振興センター
- (5) 沖縄県農林水産部八重山農林水産振興センター

8 再生利用支援部会は、再生利用の強化（交付金事業の活用）を図るため主に以下の業務を行う。

- (1) 障害物除去等再生利用活動支援
- (2) 用排水施設等補完整備
- (3) 資機材等の初期投資等営農定着活動支援
- (4) 地域協議会に対する指導・助言等

9 解消促進部会は、耕作放棄解消の促進（営農支援、増産対策の促進）を図るため主に以下の業務を行う。

- (1) 耕作放棄地利活用需要調査
- (2) 耕作放棄地の現状把握及び解消計画の策定・支援・推進
- (3) 耕作放棄地での増産対策

10 事務局支部は、事業の適性な執行を図るため主に以下の業務を行う。

- (1) 所管の地域協議会に対する指導・助言等

（業務の執行）

第22条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他幹事会において特に必要と認めた規程

（書類及び帳簿の備付け）

第23条 県協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程

- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第24条 県協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第25条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 耕作放棄地再生利用に係る国からの交付金
- (2) その他の収入

(資金の取扱い)

第26条 県協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第27条 県協議会の事務に要する経費は、第25条第1号、同条2号のその他収入をもつて充てる。

(事業計画及び収支予算)

第28条 県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第29条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の10日前までに監査員に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
- 2 監査員は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第30条 会長は、耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要領（平成21年4月1日付け20農振第2208号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）その他規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を内閣府沖縄総合事務局長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

第8章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第31条 この規約を変更する場合は、沖縄総合事務局長の承認を受けなければならない。

(届出)

第32条 第22条各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、遅滞なく沖縄総合事務局長に届出なければならない。

(事業終了後及び県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第33条 第4条の事業が終了した場合及び県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあっては沖縄総合事務局長に返還するものとする。

1 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第9章 雜則

(細則)

第34条 実施要綱、実施要領その他この規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年12月15日から施行する。
- 2 県協議会の設立初年度の役員の選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、平成22年3月31日までとする。
- 3 県協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第28条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 本県協議会の設立初年度の会計年度については、第24条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成20年12月15日から施行する。

この規程は、平成21年 5月15日から施行する。

この規程は、平成22年 5月24日から施行する。

この規程は、平成23年 5月12日から施行する。

この規程は、平成24年 3月 9日から施行する。

この規程は、平成24年 4月26日から施行する。